

通商産業省

7取信第14号
平成7年10月31日

北海道通商産業局商工部消費経済課長 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長


割賦販売法に規定する「年間取引額」及び「営業所、代理店」
に関する解釈運用について

標記の件について、割賦販売法に規定する「年間の取引額」及び「営業所、代理店」の具体的な解釈運用については、下記のとおりですので、貴局管内の各都道府県への周知を含め、適切な法運用をお願いします。

記

1. 「年間の取引額」の具体的解釈運用について

割賦販売法（以下「法」という。）施行令改正（平成7年7月5日公布、平成8年4月1日施行）により、「年間の（販売額）取引額」が1,000万円未満となる事業者にあっては、法第11条第1号又は法第35条の3の2第1号の規定に該当し、法の適用を受けることなく前払式割賦販売業又は前払式特定取引業を営むことができることとなる。

このうち、法第35条の3の2第1号に規定する前払式特定取引業に関する「年間の取引額」の定義については、昭和48年通達において「「取引額」は「契約額」、「売上額」または「前受金の受領額」を指す。」と示されているが、当該「年間の取引額」の算定の考え方については次のとおりであると解せられる。

前払式特定取引業者の一定の日を遡る一年間の（以下同じ）「前払式特定取引に係る契約額の合計額」、「前払式特定取引に係る売上額の合計額」及び「前払式特定取引に係る前受金の受領額の合計額」をそれぞれ算出することとし、いずれかが1,000万円以上になれば、当該事業者は法の適用を受けることとなり、前払式特定取引業に関する許可が必要となる。

一般的には、新規に前払式特定取引業（互助会又は友の会）を始める事業者にあっては、「契約額（契約コース金額）の合計額」が最も多い金額となり、既存の互助会事業者にあっては、「売上額（契約コース金額相当額）の合計額」又は「前受金の受領額」のいずれかが、また、既存の友の会事業者にあっては、「契約額（契約コース金額）の合計額」又は「前受金の受領額」のいずれかが最も多い金額となる。

2. 「営業所、代理店」の具体的解釈運用について

営業所、代理店の定義に関する基本的考え方は、別添「営業所・代理店定義関係資料」のとおりである。

また、互助会の場合で個人（例えば主婦等）が募集等を行う場合にあっては、当該個人が一連の募集・契約締結業務（契約内容の説明、契約の締結、初回掛金の受領、約款の交付等、以下同じ）を反復継続的に行っていれば、一般的には営業所（社員、臨時社員等で構成）又は代理店に該当するが、単に契約内容の説明又は会員加入の斡旋のみを行う等募集業務の一部しか行っていない場合はこれに該当しない。

さらに、友の会の場合で親会社がいわゆるサテライト店等（名称はギフトハウス、ミニショップ、ギフトサロン、アンテナショップ、サロン等種々）を設けて営業活動を開いている場合にあっては、当該サテライト店等において一連の募集・契約締結業務を行っていれば、一般的には営業所又は代理店に該当するが、当該サテライト店等では単に契約内容の説明又は会員加入の斡旋のみを行う等募集業務の一部しか行っておらず、実質的には当該サテライト店等を統括するいわゆる母店等において一連の募集・契約締結業務を行っていると認められる場合等は当該母店等が営業所又は代理店に該当する。

なお、友の会と親会社が募集・契約締結等に関する包括的な業務委託契約を締結して、親会社（受託者）の支店、営業所等で親会社の従業員が一連の募集・契約締結業務を行っていれば、それぞれの支店、営業所等は届出対象の代理店となる。また、この場合、同所で一連の募集・契約締結業務を行っている者が友の会の従業員であれば営業所としての届出が必要となる。

営業所・代理店定義関係資料

((参考))

【解説】
代理商 1. 意義・効用 例えは保険の代理店のように、一定の「商人」のために継続的にその営業の部類に属する取引の「代理」又は「媒介」をする独立の商人(商46・502回・4①)。商人が広範な地域にわたって営業を行う場合にその地方の事情に通じた者を代理商として利用することが多い。保険代理商はその典型である。なお、本人は商人でなければならないから、例えば、相互保険会社のために代理又は媒介をする者は商法上の代理商ではなく、これを民事代理商ということがある。

2. 使用人との区別 代理商は、「商業使用人」と同じく商人の営業上の活動を継続的に補助するが、商業使用人と異なり、雇用関係ではなく「委任関係」で営業主と結ばれている。商業使用人(労働者)の場合には、商人は営業成績に關係なく給料を支払わなければならぬのに対し、代理商に対しては営業成績に応じて手数料を支払えばよいので、商人にとって都合がよい。

3. 種類 代理商には取引の代理をする代理商(「締約代理商」と)、媒介をする代理商(「媒介代理商」と)がある。前者は代理権をもつが、後者はこれをもたない。

4. 権利・義務 営業主と代理商との關係は、代理商契約によって定まるが、商法は代理商の「通知義務」(商47)、「営業避止義務」(商48)、代理商の「商事留置権」(商51)などにつき規定を設けている。

代理店 船会社・保険会社・貿易商社の海外代理店にみられるように、企業の活動範囲を拡張するために、「支店」や「出張所」の代わりとして設けられるものをいうのが通常で、この場合はその法律的性質は、「代理店」である。そのほか、製薬会社代理店などのようにメーカー・ディーラーの製品や商品を継続的に取り扱っているにすぎない場合もある。各企業は、国内においても販路拡張のため、代理店を指定することが多い。支店を置くと経費がかかりすぎて採算がとれない場合などに有効である。

媒介代理商 特定の「商人」のために継続的にその営業の部類に属する取引の「媒介」をする代理商(商46)。他人のために媒介をする点では「仲立人」と同じであるが、不特定多様人のためでなく、特定の商人のためにする点で異なる。独立の商人であって、単なる使用者ではない。営業主とは「単委任」の関係に立つが、代理権をもたないので第三者の側では注意が必要である。→代理商

媒介 他人間の「法律行為」すなわち「契約」の成立に尽力する「事実行為」。他人のために行為をするが、他人を「代理」するものでない点で「締約代理商」の行為と異なり、自らの名において契約を締結するのでない点で「取次」に関する行為とも異なる。「仲立人」・「民事仲立人」・「媒介代理商」等は、この媒介を引き受けることを業とする「商人」である(商502回・4①)。「職業安定法」にいう「職業紹介」も媒介である(職安5①)(→仲立)。

締約代理商 「損害保険」の「代理店」のように、特定の「商人」のために継続的にその営業の部類に属する取引の「代理」をする商人(商46)。取引の代理をする権限をもつ点で單に「媒介」をするにすぎない「媒介代理商」と異なり、また、「取次商」が自己の名で他人の計算において行為するのに対して、直接本人の名で行為する点でこれと異なる。→代理商

((「法律学小字典」(昭文社))
743P他

なお、許可申請書の記載事項である「営業所」「代理店」の範囲については、「営業所」は商法上登記を必要とする本店、支店のみでなく、広く営業の行なわれる場所(出張所等)を含み、「代理店」は代理商、一定の商人のために継続反復してその営業の部類に属する取引の代理または媒介をする者の店舗(代理店の出張所等を含む。)をいう。

また、ここにいう「営業所」「代理店」は前払式特定取引に關係のない営業所、代理店は含まない。

((「割引取扱法規選集」)
運輸省取扱法規集 37P他)

((最新削減取扱法規解説)
(運輸省消費税導入)) 115P

【解説】
第一項第二号の「営業所」及び「代理店」には、前払式販売の営業に全く關係のない営業所や代理店は含まない。また「営業所」は、商法上の登記を必要とする本店、支店のみでなく、広く営業の行なわれる場所(出張所等)を含み、「代理店」は代理商、一定の商人のために継続反復してその営業の部類に属する取引の代理または媒介をする者の店舗(代理店の出張所等を含む。)をいう。
意味するから、出張所等も含まれる。「代理店」は、代理商の営業所を指す。代理商とは、一定の商人のために継続的にその営業の部類に属する取引の代理又は媒介をなす独立の商人をいう。